

下 総 第 6 0 6 号
平成 2 9 年 5 月 2 9 日

下関市監査委員	阪 田 高 則	様
同	川 原 徳 也	様
同	木 本 暢 一	様
同	山 下 隆 夫	様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置報告について

平成 2 9 年 3 月 3 1 日付け監査報告第 9 号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善等を要する事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定に基づき報告します。

定期監査の結果に基づき講じた改善措置

〔建設部建築住宅課〕

- ① 住宅使用料、土地建物貸付収入及び実費収入等において、過年度収入未済金が存在している。当該収入未済金について、負担の公平性及び収入確保の見地から、回収に向けた債権の分析を行うなど、適切な債権管理のもと徴収に努められたい。

【指摘事項】①

過年度収入未済金の大半を占めている住宅使用料の過年度収入未済金の収納については、催告書の発送や電話催告、臨戸等を行うなど努力していますが、今後とも、負担の公平性及び収入確保の観点から、実効性のある手法を検討しながら、未収金の収納に努めるとともに、悪質と判断される長期高額滞納者に対しては明渡訴訟の提起を積極的に行います。また、土地建物貸付収入等に係る収入未済金についても、適切な債権管理を行い、文書や電話等による催告等も実施し、収納率の向上に努めます。

- ② 一部の公印について、公印台帳記載事項（大きさ）と整合しないものが見られた。公印は、公文書の内容について地方公共団体の意思を表し、かつ、その内容に対し地方公共団体が責任をもつことを明らかにする重要なものである。下関市公印規則に基づき、早急に所要の措置を講じられるとともに、全体的な点検などにより適切な公印管理を行われたい。

【指摘事項】②

当該公印については、平成29年5月15日付けで総務課合議の上、実物に合わせ公印台帳の訂正（方21ミリメートル→方24ミリメートル）を行い、あわせて他の公印についても点検し、公印台帳と整合していることを確認しました。今後は、公印の重要性について意識啓発を図るとともに、下関市公印規則に基づき適切な公印管理に努めます。